

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目

第11回 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会

定期健康診断の健診項目は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号第44条）に基づき、以下のとおり一般定期健康診断の項目が定められている。

定期健康診断の健診項目

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 血圧の測定
- 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）
- 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTPの検査）
- 血中脂質検査
(LDLコレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査)
- 血糖検査
- 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 心電図検査